

日程第5 委員会提出議案第1号 橋本市議会基本条例について と、日程第6 委員会提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例についての2件

○議長（石橋英和君） 日程第5 委員会提出議案第1号 橋本市議会基本条例について と、日程第6 委員会提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長 14番 辻本君。

〔14番（辻本 勉君）登壇〕

○14番（辻本 勉君） 議員各位におかれましては、長きにわたりましてと申しますか、何回も何回も会議を重ねていただきまして、市議会基本条例を本日上程することになりました。本当にありがとうございます。

それでは、委員会提出議案第1号 橋本市議会基本条例について、提案理由の説明を申し上げます。

いわゆる地方分権一括法の施行以来、地方自治体の自己責任及び自己決定の範囲の拡大そして市町合併による人口の増加、市域の拡大により、議会が果たすべき責任及び役割がさらに大きく重要となっています。

このような中、橋本市議会では平成 23年8月、議会改革検討会を立ち上げ、また、より専門的な協議が必要とするものには専門部会を組織するなどして、これまでに本会議のインターネット中継や市議会インターネットホームページへの議案の事前公開、また、議会運営上の一般質問とその答弁方法の見直しなど、市民の皆さんにわかりやすく開かれた議

会をめざし、議会改革に積極的に取り組んでまいりました。

今回提案の議会基本条例の制定は、それら議会改革の取り組みの主翼を成すもので、二元代表制における基本的要素である「市民」「議員」「市長」のうち「議員」すなわち「議会または議員」が担うべき役割と果たすべき責任に係る、橋本市議会及び橋本市議会議員の基本的事項を定めようとするものであります。

以下、本条例案の内容等についてご説明申し上げます。

本条例案は前文と 10章24条をもって構成されています。

前文においては、条例制定に至る背景を述べるとともに、地方分権時代における議会のあるべき姿を明確にし、市民との協働による民主的で輝く未来につながるまちづくりに全力で取り組んでいく決意を述べ、第1章では条例制定の目的が、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与するためであることを明らかにし、議会が、市民の代表で構成される市の意思決定機関であることと、そして、その役割を規定しています。

第2章では、公平、透明性を高め、市民への説明責任を果たすとともに、市政への市民参加を推進し、市民に開かれたわかりやすい議会運営に努めること、また、良心、責任及び品位を保持し、不断の自己研さんに努め、広い視野に立った活動をするなど、第1章に規定する目的、役割に基づく議会及び議員の活動原則を規定しています。

第3章・第4章では、市民への情報公開、市民との情報共有・連携、行政への市民参加

二元代表制に係る議会と市長の立場や権能の違いを踏まえた緊張感ある関係の保持並びに会議等における審議・審査における事項など市民と議会及び行政と議会の関係における議会運営の基本的な考え方及び対応について定めています。

第5章・第6章・第7章では、議会審議における、論点の明確化や深い審議、専門性を生かした審査、積極的な政策立案や政策提案議員の資質、能力の向上、定数、報酬など、議会、委員会そして議員の活動の基本とそれらを支える他の条例等について明らかにしています。

第8章では、議会事務局の設置及び議会機能の充実に向けた対応などを規定しています。

第9章では、議会改革の継続的な取り組みに係る対応と、本条例の改正にあたっての取り扱いなどを規定しています。

最後に第10章では、本条例は橋本市議会における最高規範であることを規定しています。

附則、施行日につきましては、可能な限り早期に施行いたしたく、公布の日から施行することとし、第10条 法定外の執行機関委員の就任については、これに関する条例・規則等の現状の規定に鑑み、平成27年5月1日から施行することとしています。

なお、本条例案の最終決定にあたっては、本年5月15日及び22日の両日、計8箇所で開催した議会報告会において直接市民の皆さまに対し本条例についての説明をし、質問に対する回答をさせていただくとともに、5月1日から5月23日までの期間で募集したパブリックコメントにおいて、2名の市民の方から10項目の意見と、一つの質問をいただき、それらについて再度話し合い、見直すべきところは見直し、今回の条例案となっております。

続いて、委員会提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

提案理由の説明を申し上げます。

本案は、同条例第2条第2項に規定する、総務委員会が所管する部局名について、「市民部」とあるのを「市民生活部」に改め、また、第19条第1項において「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」とあるのを「委員会は、原則としてこれを公開する」に改めるものであります。

第2条については、現行の橋本市事務分掌条例に規定する部局名と整合を図るためであり、また、第19条については、現在取り組んでいる議会改革の一環として、これまで「委員長の許可を必要」としていた委員会の傍聴に関する取り扱いについて、市民に対し広く情報を公開する観点から、「原則公開」と改めることによるものであり、さきにご説明申し上げました委員会提出議案第1号 橋本市議会基本条例第6条第2項の規定に基づき改正するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。

これより、委員会提出議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

9番 松浦君。

〔9番（松浦健次君）登壇〕

○9番（松浦健次君）私は、橋本市議会基本条例案に反対の立場から討論いたします。

まず、市長や市当局に反問権を認めていないこと。これは議会改革にとって致命的な欠陥です。以下、理由を述べます。

まず、反問権の典型事例としては、市長はじめ市当局が議員からの質問を受けた際に、その議員に対して、議員の考え方を仮に実現したとすると、これこれの不都合が発生しますが、この不都合はどのように解決する考えですか、と問い返すことです。この反問に対して当該議員は、それはこうこうすることによって解決できますとか、こういう理由でそんな不都合は発生しません、と答えます。こういうやり取りによって、課題や要点が明らかになり、議論が深まり、より良い結論が導かれ、その利益は市民が享受できることとなります。

市長はじめ市当局の反問を認めないということは、議会と市当局が二元代表制のもと、協力して市政を充実させようという掛け声とは逆の方向・行動をしていると評価するのが素直な見方ではないでしょうか。

議会の活動原則に、「自由闊達な議論を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、市長等の執行機関と議員が熟議対論する場となるよう努める」とありますが、市長はじめ市当局の反問権を認めることこそ、論点及び争点を明らかにし、熟議対論することになるのではないのでしょうか。

また、議会や議員は、市当局に対して、しっかり説明責任を果たすべしと常に強調しており、私は、それは大切なことだと思います。そうであれば、議員である私たちも、自分のした質問については説明責任を果たすべきではないのでしょうか。市長や部長には説明責任がありますが、議員には説明責任がないという考えは、本当に市民の納得を得られるのでしょうか。

視点を変えれば、反問を受けること自体は

私たち議員に説明責任を果たす機会を与えていただいたと、むしろ歓迎すべきではありませんか。反問権を認めないことを比喩的に言えば、ボクシングの試合において、私は両方の手を使うが、あなたは片手しか使っちゃいけないと言っているように思えますが、いかがでしょうか。

反問権を認めることにより、議員の能力、実力は確実に向上します。なぜなら、議員は反問に耐えるだけの水準の質問をするためにこれまで以上に勉強せざるを得ないからです。それは、ひいては橋本市政の充実に直結することになります。

視野を広げてみます。地方自治は民主主義の学校と言われます。橋本市議会が市長や市当局の反問権を認め、市政が充実すれば、今日の情報化社会では全国的に見習う地方自治体が増加する可能性があり、全国の地方自治が充実し、その効果ははかり知れないものとなる可能性があります。しかも、市町村議会議員が、都道府県議会議員になる場合も、さらに国政に進出する議員も出てくるでしょう。反問権にさらされ、鍛えられた実力をつけた人材が国政に進出するとすれば、国も変わります。現在の国政を見ていると、実態無視の空理空論を振り回し、どれだけ国民の利益を害していることか。反問権を認めることが、ひいては広く国民の幸せにつながることに思いをはせていただきたいと思います。

以上の考え方に対しては、次のような反対論が予想されます。

①市長や市当局と議員とでは、情報量の点で圧倒的に議員が劣る、ということです。しかし、私はこれまで 11年間、市議会議員として市当局にさまざまな資料の提供を求めましたが、一度として拒否されたことはありません。全部提供していただいております。市職員の方々には、日常の仕事のほかに資料を

用意していただき、本当に頭が下がる思いです。このように、本来議員は資料収集能力は劣るが、市当局は極めて協力的であり、情報量に差があるから反問権は認めないという反対論には説得力がないと思います。

②また、将来改正すればよい、という反論もあるでしょう。確かに、手続き上の可能性はあります。が、実際はやらないと思います。私から見れば、こんな当たり前のことが、きょうも圧倒的多数で否定されることが明らかであることからわかります。

さらに、他市の動向を見てとの考え方もあるでしょう。しかし、これまで説明してきたように、反問権を認める合理性は明らかであります。その採用が早ければ早いほど、市民の利益になると考えます。

次に、議員間の活動原則として、議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な意見交換を努めること、とあります。しかし、ここでも議員間の自由討議を採用していません。議員間の自由な討議を経てこそ、議員相互の考え方が理解でき、自分の考え方の誤りや弱点に気づくものであります。その結果として、委員会や議会としての意思形成が適切に行われるのではないのでしょうか。

現行制度の、市当局に質問し、その後、各自賛否の討論をして採決するという方法では真に各議員の能力を発揮させ、英知を結集して適切な意思形成をする姿とはほど遠いのではないのでしょうか。

今回の基本条例は、今日まで議会が実際に行ってきた事柄を明文化したにすぎないものが圧倒的に多いです。私は、真に議会改革の名に値する制度は、これまで述べてきたように①当局に反問権を認めること、②議員間の自由討議を認めることであると考えます。美辞麗句を並べてはいるが、最も重要な議会の

たましいとも言えるこの二つの制度を欠落しております。本条例案に反対せざるを得ない理由であります。

以上であります。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。
17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君） まず、委員会提出議案第1号につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本条例に関しましては、平成 23年、我々改選を迎えて、即取り組んだ中身でございます。これまで、情報公開やさまざまな議会の制度を見直しながら、最終的に議員間の合意形成を図り、この地方分権一括法が施行した後のこの橋本市の地方議会をどのように取り組んでいくべきかと、真剣に議員間で議論を重ねてまいりました。

その中で、この合意形成というのは、確かに一歩踏み込むということも大切です。しかしながら、さまざまな意見がある中で、前に進めていくべき事項は前に進める。まずは条例化を先決すべきという意見も多々あったかと思えます。

そういった中では、今回の基本条例は 100点満点とは言い切れないものの、及第点としては十分に、市民の皆さんとともにこれから取り組んでいく中身としては、これからのスタートには十分対応できるものだと思います。

先ほどの反対討論の中で述べられた、第9条第3項の反問権に関しましても、これは、反問権を認めないということではございません。より一歩進んだ合意形成の中で、各議員が調査を重ね、言葉を確認、発問と置き換え現状に即した条例にしようということで合意を図った事項でございます。

そういった中で、これから市民とともに合意形成を図る、言葉で言いますと、パブリック

クインボルブメントという難しい言葉がございますけれども、議会報告会や情報公開をどんどんと進める中で、最終的に、この議会基本条例を改正しながら、より良い橋本市議会をめざしていくためには、まずスタートを切るべきだと、本条例に賛成とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 橋本市議会基本条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）この一部改正でございますけれども、第19条の「委員会は原則としてこれを公開する」ということになりまして今後、今限定的に、委員会はインターネット中継ではなく録画ということで、それと報告事項等は含まれない形での公開となっておりますけれども、こういった改正に関しましては委員会のほうで議論をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）17番議員のご質問といえますか、答弁したいと思うんですけども、委員会は原則としてこれを公開するという中

で、いろんな形、本会議につきましてもインターネット中継をやるようになってますし、委員会についても、現在のところ、静止画像にはなるかと思うんですけども、一応公開をしていくと。インターネット上で公開をしていくということで議論を進めております。

当然、最終的には、本会議と同じような形で動画配信をできるのであれば一番いいかなと思うんですけども、その辺につきましても議会運営委員会のほうで議論をしながら、インターネット部会のほうでもおろさせていただいて、十分な議論をしていただいて、今後取り組んでいくと。前向きに取り組んでいくということで確認をいたしておりますのでどうかよろしく願いいたします。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会提出議案第3号 核兵器

全面禁止のための行動を求め
る意見書について

○議長（石橋英和君） 日程第7 委員会提出議案第3号 核兵器全面禁止のための行動を求める意見書について を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。総務委員会委員長 21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君） それでは、意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

核兵器全面禁止のための行動を求める意見書。

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回の2015年NPT再検討会議を前に、今、世界の全ての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。

核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外方法はない。世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した我が国には、核兵器の非人道性を訴え、その全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

国においては、2015年4月のNPT再検討会議に向け、「核兵器のない世界」への行動が直ちに開始されるよう、ジュネーブの軍縮会議（CD）をはじめ核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、核兵器全面禁止条約の交渉開始のために強力に取り組まれるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月。橋本市議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣。

以上です。ご賛同のほど、よろしく願います。

○議長（石橋英和君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 核兵器全面禁止のための行動をを求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議員提出議案第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求め
る意見書について

○議長（石橋英和君） 日程第8 議員提出議案第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求め意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。9番 松浦君。

〔9番（松浦健次君）登壇〕

○9番（松浦健次君） 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書。

理由は次のとおりであります。

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を軽んじ、人格形成の場としての役割を十分に果たしてこれなかった学校の問題等が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見るとき、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えらるるものであります。

上の内容を踏まえ、国会及び政府に、「青少年健全育成基本法の制定」を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、警察庁長官。

以上であります。皆さまのご賛同、よろしくお願いします。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君） まず最初に、青少年の健全育成ということは大事なことであると思うんですけども、この、今の意見書の中で青少年の荒廃は深刻な事態に直面しているということで、要因に、ずっと読んでいけば、家庭であるとか、学校教育とか、そこに要因があるというふうな感じに読めます。そういうふうになっているけども、さらにその背景といますか、そういう背景については何も書かれていないので、その辺についてどう考えられているのかということと、それと、青少年健全育成基本法というものがどういふものか。有害環境から青少年を守るための一貫性のある法整備というふうに書いてあるとともに、家庭の価値を基本理念に据えたということで、ここでまた、家庭ということがすごく大きくクローズアップされているんですけども、青少年健全育成基本法というものがどういふものを指しているのかお尋ねします。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） 今、私が述べたとおりであります。背景、教育にも問題があるというのは、例えば、道徳とか倫理とか、そういう話をすれば右翼だとか軍国主義者だとレッ

テルを張って、そういうことを抑え込んできた。日教組等の団体がこういうことを重視して、道徳・倫理を軽んじるように、愛国者というのを敵だというような雰囲気をつくり出してきたということが大きな原因であります。

また、家庭。家庭を大事にするということは当然の話でありまして、どういう説明すればいいんですかね、もし、それがだめだということであれば。

○議長（石橋英和君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君） 家庭が大事といっても今の社会情勢の中で、今の働き方とかいろいろ条件があると思うんです。その辺をどう考えておられるのかなと思ったのが一つと、それと、ここに書いてあるとおりでということなんですけれども、2004年の参議院に、この青少年健全育成基本法というのが自民党が提出されているんですけれども、そのときは審議未了で廃案になっています。そのときに、2004年5月8日に日本弁護士連合会が、この青少年健全育成基本法案に対する意見書ということで、子どもの成長発達権保障の観点で修正を求めるといって意見書を出されています。

その中に書いてあるのは、そのときの、2004年のときの青少年健全育成基本法案の中に、子どもの成長発達権や最善の利益確保についての言及が一切なく、あたかも子どもの成長発達権よりも国家社会の発展を優先するような内容となっていると。それで「日本国憲法、子どもの権利条約、国連子どもの権利委員会の第2回日本政府報告書審査に基づく最終見解の趣旨をふまえ、「基本法案」の対象となるもののうち、とりわけ、20歳未満の青少年である子どもについて、子どもの成長発達権及び子どもの最善の利益原則を基本理念にすえ、子どもの意見表明・参加の権利・差別禁止などの条項を盛り込むこと

を含め、真に青少年の成長支援に関する包括的基本法に相応しい内容となるよう修正すべきである。」というふうな意見を出されているんですけども、この今言われている青少年健全育成基本法の中には、そういうことは盛り込まれているんでしょうか。

○議長（石橋英和君） 9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） 子どもの成長発達権、これを、今現状に、現代の社会においては十分保障されていないと。だから、それをしましょうという形で、この意見書が出ているんです。

日弁連云々の話ですけども、日弁連の考え方は考え方として、それは問題ないというか私がとやかく言う話ではないんですけども、現代の青少年の生活環境、あるいは発達環境がこのままでいいのか。これはいいはずがないと。社会環境も変わっている。時代も変わっている。それに応じた青少年の健全育成というのを考えなければならない。家庭がそこで崩壊しているのが多いと。親は親の力が弱い。祖父母は祖父母の力が落ちている。そこで育てられる子どもは、子どもとしての力をつけられないと。当たり前の話なので、そういう環境を是正していきましょと。子どもは家庭でしっかり育てましょ。それが基本で、その後で社会、国家が支援していきましょという話でなければ、まず、大事なことが抜け落ちていると。自分の子どもは自分が命がけで育てるんだと、そういう家庭をつくりましょという話なんです。それで、それと並行して公の支援もしていきましょという話なので、日弁連の批判には全くあたらないと私は考えております。

○議長（石橋英和君） 7番 中西君。

○7番（中西峰雄君） 提案者にお尋ねいたします。意見書の中では、家庭の価値を基本理念に据えたということになっております。こ

の意見書は、全国の、和歌山県議会もそうですし、他の市町村議会でもいくつか意見書が出されておりますけども、それとほぼニアリ一な同文になっております。

そこでお尋ねしたいのは、この自民党の法案ですね、基本法の中で、第2条で基本理念をうたっております。その中では、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が責任を担っていくんだということを言うておりますし、第2条第4項では、家庭及び学校は、青少年の健全な育成において果たすべき役割の重要性ということになっております。いまだに、この自民党案が修正をするという話を、ちょっと私の知る限りでは見ておりませんので、この意見書は、家庭の価値を基本理念に据えるということは、自民党の基本法案とは違う理念でつくれという意見書でございましょうか。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）私は自民党の基本法案というのは知りませんが、家庭の価値を基本理念に据えたと。これは正しいことだと思っております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）1点、先ほど説明あったんですけども、倫理・道德教育を軽んじという、この部分が大変私は問題ではないかなと。先ほど、提案者の説明があったんですけども、あの考え方というのは、基本的には若干私は賛同できない考え方でありまして、日本の教育が倫理・道德教育を軽んじてきたということはないのではないかなというふうに思いますので、この文章がちょっと若干引っかけます。

それと、自民党の平成16年1月に出された自民党案なんですけど、それは廃案になっていると。先ほど阪本議員も言われたとおり、廃

案になっております。その後、民主党政権だったと思うんですが、平成21年7月に、子ども・若者育成支援推進法というのが出されます。で、私は、こっちの法律のほうで十分対応、きめ細かに青少年の健全育成にかかわってのいろんな問題、先ほど話出ました家庭の価値を基本理念に据えたのではなしに、全面的に、やはり憲法や児童の権利に関する条約の理念にのっとってつくっていった子ども・若者育成支援推進法でありますので、これが日本の子どもたち、青少年の健全育成に大変重要なものであると思いますので、その辺を提案者はご理解されておるんかどうか、お願いいたします。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）倫理・道德教育を軽んじてきたというところに価値判断の違いがあるというんですけども、戦後教育が倫理・道德教育を軽んじてきたというのは世間一般の認識であり、私もそれと同じように考えております。

民主党の法案については、私は知りませんが、私が言いたいのは、ここに書いてあるとおりで、今申し上げたとおり、基本的なことをちゃんとやりましょうと。その枠組みを決めようという話で、国会でやってくれたらいいんで、国会でそれは議論すべき話なんでね。基本的な青少年の健全育成に対する基本理念、方針などを明確にして、有害環境から青少年を守るための責任、あるいは方法というのは国が決めたらええ話で、私はその枠組みを決めると、方向さえも今、国会がやってないということで、そういう基本的な理念、枠組みを決めるように国会しっかりやれと。内閣しっかりやれという意味での意見書でございませぬ。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）青少年の健全育成とい

うのは、言うことはたやすいんですけども、やはり実際やっていくとなると、大きな問題
いろいろな問題がかんできます。

そんな中で、やはりこれを出す、意見書を出すのであれば、平成 16年に出された自民党案、もしくは民主党の現在やっております、民主党が出した分ですけども、子ども・若者育成支援推進法、この辺を十分理解した中で提案をしていく、こういうことも含めてきちっと議論していく、国会の中で議論していただくということで、その辺も含めて十分理解した中で、この文言を考えながら提案をしていくと。

ただ単に基本法を制定をせえと言うだけでは、やはり地方の議員としてふさわしくないといえますか、もったきちっと、どういうものが必要であるかということをも十分議論した中で、国に上げていくというのが僕は基本だと思えます。ただ単につくれと。基本法を制定せえというんじゃなしに、やはり地域の橋本市の子どもたちはどういう状況にあってどういうことが必要なやということをも十分議論した中で、国に対してこういう基本法を制定してほしいよというように意見書を上げていくのが、我々議員の役目ではないんかなと思えますけども、その辺について。

○議長（石橋英和君） 9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） 私が理由を読み上げたここに、全部それ、入ってるんですわ。問題点はここにあると。こういう枠組みをつくって、しっかり青少年を育てなきゃだめだということも言ってるんで、そういう質問はあたらぬと思います。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君） 同じ場所です。倫理・道徳教育を軽んじると、この状況というのは、学校の問題というふうにとらえておられます

けれども、先ほどからの中身でいくと、では具体的に学校がどうあるべきなのかというのは、提案者はどのようにお考えなのかを、まずお聞かせいただきたいと思います。

もう一点が、まず、この青少年健全育成基本法ができた上では、現状の教育基本法との整合性という部分も関係してくるかと思えますけれども、教育委員会が今動いている部分では、この教育基本法というところが重さがあるかと思えますが、この青少年健全育成基本法ができれば、結局、学校現場にはどのような影響が出てくるのかお答えいただけますか。

○議長（石橋英和君） 9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） 学校のあるべき姿というのは、年齢に応じて何が正しいか、何が間違っているか、世間の常識を身につける。学校でもそういうことが行われるべきだと。

それと、健全育成法と教育基本法との、どういう分野の違い、重なりがどうかと。それは、相互にいい影響が出てくると考えております。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 高本君。

〔3番（高本勝次君）登壇〕

○3番（高本勝次君） 少しばかり討論させていただきたいと思います。

先ほど来の質疑を聞いておまして、その上で感じることを申し上げたいと思います。

意見書案では、青少年による凶悪事件等、青少年の荒廃ととらえておりますが、その要因として、家庭の崩壊や学校の役割の問題を指摘しておられます。しかし皆さん、夫婦共働きの家庭が今現在ますます増えている中で親自身も長時間過密労働、そういったことによるストレスの蓄積がどんどん増えてきているのではないかと私は思います。そしてまた相次ぐ労働法制の規制緩和によって、雇用の破壊など労働環境の悪化がすごく進んでいるかと私は思います。そういったことで、家庭間、家族間のコミュニケーションを、そういう状況の中で困難にしていると私は思います。

そういったことで、家庭崩壊の原因を家族内に求めてしまうということは、これは保護者に責任を負わせるということで、かなり問題があるかと思えます。そういったことで解決できるはずがないと私は思います。

そして、もう一点、子どもたちを取り巻く教育環境の現場ですが、どうでしょうかと思えますが、そこで生徒・子どもたちの置かれている状況は、競争と管理の教育が子どもたちにもかなりストレスを与えている。そういう中で、教員の多忙化がどんどん生んでいると私は思います。そういったことで、意見書案に書かれている「役割を果たしてこなかった」という学校現場のことが書かれておりますが、それは責任転嫁をできるものではないと私は思います。

私は、きのう家で毎日新聞の1面記事と社説を読みました。皆さんもご覧になったと思いますが、そこではどう書かれているかといいますと、1面で特集をしておりました。「先生たちは忙しすぎる」という見出しで社

説を書かれておりました。どういうことかといいますと、1面にも記事書いておりましたが、国際教員調査の結果が出されております世界各国の主な主要国の中で、日本の国内ほど教員の多忙が指摘されていることは、この調査の中ですごく指摘されたと書かれております。そして、その中に、社説ではこう書かれています。「多岐にわたる校務に追われると、いじめなど、迅速さと細心の注意を要する問題に対応しきれない恐れもある。」また最後にこう書かれています。教員の「定数増も不可欠だ。それは単に「負担軽減」のためだけではない。それにより、教育力を向上させ、子どもたちに接する時間を増やすことこそが、今後の教育改革の土台になるからだ。」と書いています。

そういったことで、学校現場における現状を指摘しておるわけですが、そういったことで、家庭では親たちが仕事、夫婦共働きの状況の中で、子どもと接する時間がない、余裕がないという状況。学校では、子どもたちの置かれている状況、先生たちが子どもたちに行き届いた教育ができない、そういう余裕がないということが国際的にも指摘された問題も申し上げますと、この基本法制定で解決できるという、そういう短絡的な問題では私はないと思います。

以上のことから、本意見書には反対したいと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。
7番 中西君。

〔7番（中西峰雄君）登壇〕

○7番（中西峰雄君）本意見書に反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほどの質疑でありましたように、青少年健全育成基本法案は自民党のマニフェストで成立を約しているものであります。

本意見書を提出するという事は、この自民党の健全育成基本法の成立を、現実には促すものとなります。そういう現実を見たときに、この基本法案についても、きちっと考慮せずに意見書を提出されているように感じられるのは、いかがなものかと思えます。

また、質疑の中でありましたように、日本弁護士連合会のほうで、この包括的、基本的な法をつくることについて、反対するわけではないが、やぶさかではないがという前置きを置いて修正をする意見書を出しておられます。主な点は、2点であります。申し上げます。

一つ目は、子どもの成長発達権、子どもの最善の利益を基本理念として明示すべきである。この自民党の法案によりますと、青少年の健全な育成は国家発展の礎であるという前文があります。また、目的の中にも、第1条の目的でも、「我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎である」というふううたっております。子どもの健全育成というのは、子どもの健全な成長発達権を保障するべきものであって、国家の発展は、その成果として得られるべきものであります。基本理念として、子どもが健やかに、健康に、そして健全に育成していく、このこと自体を基本理念とすべきであって、家庭の価値を基本理念とすべきものではないと私は思います。

憲法上も、日本国憲法では、個人の尊重、全て国民は個人として尊重される。これが日本国憲法第13条でうたわれております。ですから、子どもは子ども自体の個人として、その尊厳を尊重されなければならないということが基本理念にうたわれなければおかしいのではないのでしょうか。

第2点目、子どもの権利条約の重要原則を反映した修正をすべきであるということ。子どもの権利条約は日本も批准しております。

その中で言われていることは、先ほども申し上げました子どもの成長発達権、子どもの最善の利益の原則。これを基本理念にしなければ、批准国としておかしいのではないのでしょうか。家庭の大切さを基本理念にするのではなく、子どもの成長発達権、子どもの最善の利益、これを理念とした法案にすべきであろうというふうに思います。

この自民党の法案では、ちょっと私も読ませていただいて、法としていかがかなと思うところがあります。といいますのは、まず、前文で「我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎である」というふううたっております、これが基本理念かなと思えますと、そうではなくて、質疑でも言いましたけども第2条のほうで「家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割及び責任を担いつつ相互に協力しながら一体的に取り組まなければならない。」というのを基本理念としている。先ほど申し上げましたように、これは基本理念は何かと。子どもですよ。子どもの人格、子どもの人権、子どもの尊厳です。これを最重要に大切にしていこうということが基本理念にあって、その次にこれが出てくるという方向性じゃないと、私はおかしいんじゃないかなというふうに思っております。

もう一つ、現実にこの意見書を出すということが、自民党の法案の成立を促すことになるということを考えた上で申し上げますと、家庭の義務は誰に対して負うのかということも曖昧です。当然のことながら、家庭が負う義務というのは、子どもに対して負うわけです。子どもが健全に、幸せに育っていくことを願って、そのために家庭が養育・教育の義務を負うべきだと私は思います。

ところが、この自民党案の中では、この家庭の義務というものが、子どもに対する義務

ではなくて、社会からの義務、あるいは国家からの義務と受け取れるような表現になっております。ですから、ここも本当に基本理念って何なんですかと。家庭なんですか。家庭の大切さを基本理念に据えるというのは、これは私はおかしいんじゃないですかと。大事なのは、子どもがきちっと成長していくことでしょう。子どもの人権でしょう。子どもの発達を保障することじゃないですか。子どもの教育を保障することでしょう。それを抜きにして家庭を理念とするなんて、こんなおかしなことは私はないと思いますので、反対とさせていただきます。

すいません、申し上げますが、先ほども最初に申し上げましたように、包括的、基本的な法の必要性を否定するものではございません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案2件が議決されましたがその字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（石橋英和君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長（石橋英和君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（石橋英和君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）橋本市議会6月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、今年9日の開会日から本日までの19日間にわたりまして、ご提案させていただきました11件の案件すべてに対して、終始慎重なるご審議の上、ご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。審議の過程でいただきましたご意見につきましては

今後十分精査して、行政課題解決のため取り組んでまいります。

さて、6月20日、2014年E S D日米教員交流プログラムの一環として、12名のアメリカの教員とスタッフ3名が市長室を訪問してくれました。このプログラムは、持続発展教育（E S D）をテーマとして、日米間で教員の相互交流、意見交流、共同研究を行うものです。公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターが中心となった活動であり、昨年、一昨年は韓国教員と交流をしましたが、これからの教育には、環境・経済・社会の統合的な発展をめざすE S Dの視点が必要です。橋本市を海外に売り出していくためにも、今後ともこのような国際交流にも一層力を注いでまいります。

次に、昨日、自治体クラウド共同利用の調印式が、本市と大和郡山市で行われました。自治体クラウドとは、各市町村ごとにコンピュータシステムを構築していたのを、事業者のデータセンターにその業務を集約し、経費削減を図るとともに、データの安全性の向上を図るものです。昨年より準備しており、本年10月より稼働する予定です。今回の市同士での共同利用は、全国ではじめて県境を越えて行うものであり、将来的なさらなる経費削

減と市町村の連携強化に資するものと考えます。今後も財政の健全化を図りながら、行政水準の向上に努めていきたいと考えています。

最後に、本市若手職員で組織するHMP 48の提案で、橋本市のキャッチフレーズを「ガンバレ！のまち 橋本市」とし、全国に発信していきたいと考えています。「ガンバレ！の人といえば前畑秀子さん、ガンバレ！のまちといえば橋本市」と連想されるよう取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位のご協力よろしくお願いをします。

今は梅雨の最中ですが、本市では例年より降水量が少ないようです。しかし、災害はいつ起こるかわかりません。ふだんから災害等に備えるよう、気を引き締めてまいります。

じめじめした気候が今しばらく続くと思いますが、どうかご自愛の上、今後とも積極的なご意見をいただきますようお願いを申し上げます、6月市議会定例会の閉会のあいさついたします。

ありがとうございました。

○議長（石橋英和君） これにて、平成26年6月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時7分 閉会）